令和３年９月９日

事業者の皆様へ

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（兵庫県知事）　齋藤 元彦

感染拡大防止に向けた取組への協力について（依頼）

　本県への緊急事態宣言が９月13日から９月30日まで延長されました。新規感染者数は減少傾向にあるものの、１週間平均は第４波のピークをはるかに上回る約700人を超え、重症病床使用率も50％を超えるなど、依然、緊急事態にあります。変異株の脅威も続いています。

　感染を収束させ、医療ひっ迫を防ぐため、事業者の皆様におかれましても、引き続き人流抑制や感染対策の徹底をお願いします

記

１　「出勤者数の7割削減」を目指し、業務プロセスの見直しを行い、在宅勤務（テレワーク）を推進してください。

　　なお、中小企業の皆様には、県が整備した在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵

庫）がご利用できます。あわせてテレワークの導入支援にあたっては、ひょうご仕事と

生活センターのICTアドバイザーや環境整備支援助成金をご活用ください。

２　事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制してください。

３　職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、従業員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）を徹底してください。

【テレワークのご相談先】

①テレワーク兵庫（テレワーク兵庫ヘルプデスク）

電話：078-381-9205、E-mail：hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

②ICTアドバイザー・環境整備支援助成金

(公財)兵庫県勤労福祉協会　ひょうご仕事と生活センター

電話：078-381-5277、E-mail：info@hyogo-wlb.jp

開館：月～金曜　9:00～17:00（祝休日を除く）